

## 河川敷地縦断占用基準

( 占用許可の基本方針 )

第1 工作物を縦断的に設置しないことを原則とするが、河川敷地内に設ける以外に方法がない又は河川敷地内に設置がやむを得ない場合で、且つ、河川敷地の全部又は一部を市が管理する道路又は位置指定道路として認定している場合において、治水上及び管理上障害がなく、第2に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第3に規定する占用施設について許可申請した場合で、第4から第6の基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

( 占用主体 )

第2 占用の許可を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 国又は地方公共団体
- 2 国又は地方公共団体の許認可等を受けた公共性のある事業者

( 占用施設 )

第3 占用施設は、公共性又は公益性のある事業「水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設」とする。

( 治水上又は管理上の基準 )

第4 工作物の設置等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は管理上の支障を生じないものでなければならない。

2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。

- 1 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
- 2 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
- 3 堤防付近の流水が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
- 4 工作物は、地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
- 5 工作物は、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。

( 占用位置 )

第5 占用施設の設置位置は、次の各号に掲げる位置とする。

- 1 計画管理道最小幅員 2.0mを確保し、法勾配 1 : 2 にかからない上の位置。ただし、コンクリート構造物で築造された自立式護岸にあっては、この限りではない。
- 2 河川整備計画横断面に適合した位置を選定するものとする。ただし、現時点において計画横断面がない河川にあっては、できる限り民地側とする。

なお、河川改修時に移設の必要が生じた場合は、占用者の負担において占用物件の移設を行うこと。

3 上記 1 によりがたい場合にあつて、河川敷地内に設ける以外に方法がない又は河川

敷地内に設置がやむを得ない場合で治水上及び管理上障害がないと認められるときは、護岸補強等の条件を付して認めるものとするができる。

(構造許可基準)

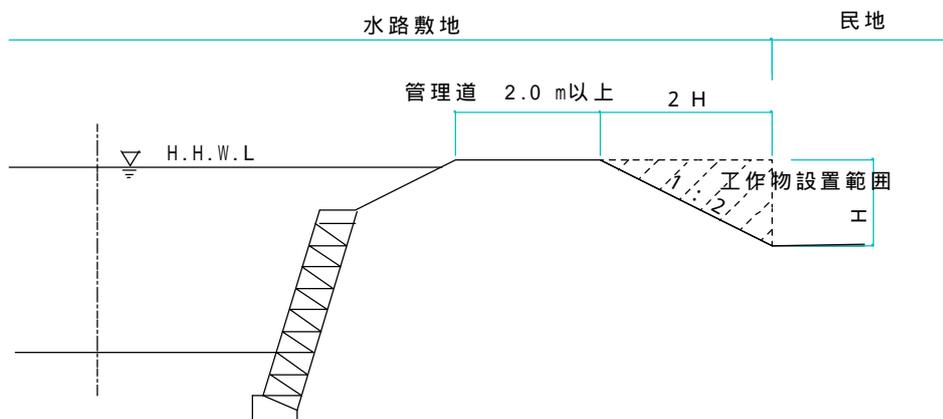
第6 工作物の構造等については、道路占用基準に準ずる。

附 則

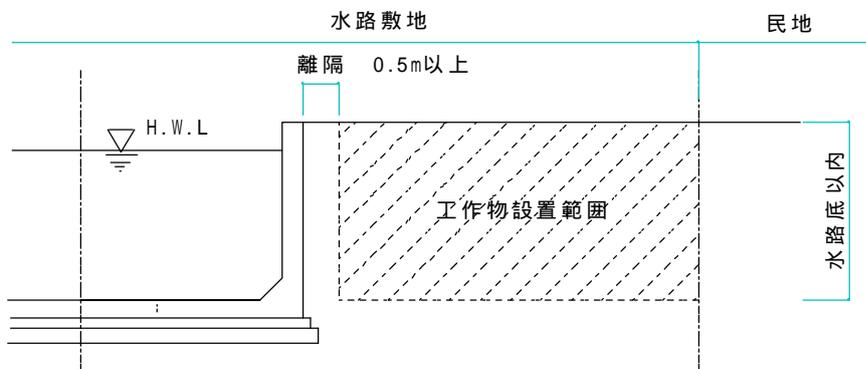
この基準は平成15年7月1日から施行する。

河川敷地縦断占用許可基準断面 (市道, 位置指定道路)

築堤式河川



自立式護岸河川



排水路

